

テロリズムとの戦いおよび国家の安全に対する侵害に関する 1986年9月9日の法律第86-1020号(1) (仮訳)

(以下原文 10956~10958 頁)

国民議会ならびに元老院にて可決。

憲法院により憲法と適合することが宣言された。

共和国大統領が公布した法律の内容は以下の通りである。

第1条- 刑事訴訟法第IV巻第XIV編に続き、「威嚇あるいはテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係する犯罪」という表題の第XV編が作成され、以下の第706-16条から第706-25条を構成する。

第706-16条 - 犯罪が威嚇またはテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係し、かつ本法の定めるところに従って訴追され、予審に付され、判決を下される場合、その犯罪を定義するのは以下のものである。

その1. 刑法第257-3条、第265条から第267条、第295条から第298条、第301条、第303条から第305条、第310条、第311条、第312条第3(その2)および第4(その3)パラグラフ、第341条から第344条、第354条、第355条、第379条、第382条第3から第7パラグラフ、第384条、第400条第1パラグラフ、第434条第2から第5パラグラフ、第435条から第437条、および第462条。

その2. 兵器製造に関する1870年9月4日のデクレを廃止した1971年6月19日の法律第3条。

その3. 火薬ならびに爆発物の制度改革に関する1970年7月3日の法律第70-575号第6条。

その4. 軍需品と武器弾薬の制度を定めた1939年4月18日のデクレ・ロワ第38条、ならびに第1および第4分野の武器弾薬については第31条および第32条。

その5. 生物化学兵器の開発、製造、保持、備蓄、調達および譲渡を禁止した1972年6月9日の法律第72-467号第1条および第4条。

その6. 鉄道警察に関する1845年7月15日の法律第16条および第17条。

本条項の規定は、関連する犯罪にも等しく適用される。

第I節 権限

第706-17条 - 証人尋問または第706-16条の適用範囲内にある犯罪の予審および裁判のため、共和国検事、予審判事、軽罪裁判所およびパリ重罪院は、第43条、第52条、第382条および第663条第2パラグラフの適用により生じるものと対等の権限を行使する。

未成年者に関して、共和国検事、予審判事、少年裁判官、少年裁判所およびパリ少年重罪院は、非行少年に関する1945年2月2日のオルドナンス第45-174号の条項の適用により生じるものと対等の権限を行使する。

証人尋問または第706-16条の適用範囲内にある犯罪の予審に対して権限を持つ場合、共和国検事およびパリの予審判事は、その権限を国土の全範囲において行使する。

第706-18条 - パリ大審裁判所以外の大審裁判所の共和国検事は、第706-16条の適用範囲内にある犯罪については、予審判事に対し、パリ予審裁判所へ裁判権を移譲するように要請することができる。被疑者および原告人はあらかじめ通知を受け、所見を伝えるよう求められる。オルドナンスはその答申ののち早ければ1週間で下される。

予審判事に裁判権を放棄させるオルドナンスは、第706-22条に定める5日の猶予期間のあとでなければ有効ではない。本条の適用により不服申立てが行われた場合、予審判事は、破毀院刑事部の判決を知られるまで裁判権を保持したままである。

オルドナンスが決定されると直ちに、共和国検事はパリ共和国検事へ訴訟の一件書類を送付する。

本条の規定は、控訴院弾劾部において適用される。

第706-19条 - パリ予審判事は、自らの受けもつ案件が第706-16条の適用範囲内にある犯罪に該当せず、かつ他の理由でそれが自らの管轄に属しないことが明らかになった場合、それが共和国検事の申請によるものであっても、共和国検事の答申のあとで職権によるものまたは被疑者もしくは原告人の申請によるものであっても、司法官として管轄外であることを表明する。申請を提出しない当事者は、あらかじめ通知を受け、所見を伝えるよう求められる。オルドナンスはその答申ののち早ければ1週間で下される。

第706-18条第2パラグラフの規定は、パリ予審判事に管轄外であることを表明させるオルドナンスに適用される。

オルドナンスが決定されると直ちに、パリ共和国検事は地域の管轄の共和国検事へ訴訟の一件書類を送付する。

本条の規定は、パリ控訴院弾劾部がその管轄を決定する場合に適用される。

第706-20 条 - 軽罪裁判所またはパリ少年裁判所が、第706-19 条に定める理由に対して管轄外であることを表明する場合、検察官に上告を指示し、それを通知する。また、検察官了承の上、同様の決定により、被告人に対し、勾留状または勾引勾留状を発することができる。

第706-21 条 - 第706-18 条から第706-20 条に定める事例において、勾留状または勾引勾留状はその執行力を保つ。事件関与の解除もしくは無管轄が決定される前に行われた訴追行為または予審行為とそれにより生じた手続は、繰り返す必要がない。

第 706-22 条 - 予審判事が事件関与の解除を決定し、あるいはパリの予審判事がその権限を決定する根拠となる第 706-18 条および第706-19 条に基づくすべてのオルドナンスは、他のすべての不服申立てを除き、その通告から5 日以内に、検察官、被疑者もしくは原告人の申請により、破毀院刑事部において提訴することができる。破毀院刑事部は、書類を受け取った日から1 週間以内に、予審を担当する予審判事を任命する。

刑事部は、パリ大審裁判所の予審判事が管轄外であると認めた場合であっても、円滑な裁判所運営のために、予審がその裁判所において行われることを決定することができる。

刑事部の令状が発せられると、予審判事および検察官に知らされ、被疑者と原告人に通知される。

本条の規定は、控訴院弾劾部がその事件関与の解除または権限を決定する根拠となる第706-18 条および第706-19 条最終パラグラフに基づく令状に適用される。

第II 節 手続

第706-23 条 - 第63 条、第77 条および第154 条の適用のため、第706-16 条の適用範囲内にある犯罪の1 つに関連する証人尋問または予審の必要が生じた場合、成年者の警察留置は、48 時間の期間追加延長の対象とすることができる。

この期間延長は、共和国検事、警察留置が行われる区域を管轄する裁判所所長、またはその任命した裁判官が申請する場合であっても、第72 条および第154 条の定める事例において予審判事が申請する場合であっても認められる。

当事者は決定に先立って期間延長を決定する当局に出頭しなければならない。

期間延長が決定した場合、健康診断を受ける権利がある。共和国検事、または第72 条および第154 条の定める事例においては予審判事が、この診断を担当する医師を任命する権限を持つ。

第706-24 条 - 第76 条の規定に反して、第706-16 条の適用範囲内にある犯罪の1 つに関連する証人尋問の必要が生じた場合、大審裁判所所長またはその任命した裁判官は、共和国検事の申請により、搜索、家宅搜索、および証拠物の差押えを、居住者の同意なくして行うことを可能とする決定を下すことができる。

第706-25 条 - 成年の重罪被告人の裁判を目的として、重罪院は第698-6 条の規定に従って構成される。

第2 条 - 刑法第 257-2 条のあとに挿入された第 257-3 条は以下の通りである。

第257-3 条 - 第257 条および第257-1 条に記された行為が爆発物または発火物の作用、放火、または人の安全を脅かしうる他のすべての方法をもって行われた場合、5 年から10 年の拘禁刑および5,000 フランから20 万フランの罰金を科す。

前節にあてはまる状況に加えて、その行為が組織された集団により行われた場合、10 年から20 年の拘禁刑を課す。

第1 パラグラフに定める状況において、人の死亡または永続的な身体障害を引き起こした場合、無期懲役に課す。

第3 条 - 作成された刑法第 462 条第1 パラグラフの冒頭は以下の通りである。

飛行中の航空機、航海中の船舶、および他のすべての公共交通手段に搭乗し、暴力または暴力による脅迫により、その航空機、船舶、および他のすべての公共交通手段を占拠、あるいはその統制を実行するすべての者は・・・(以下変更なし)

第4 条-(2)

第5 条 - 刑法第 44 条は以下の1 パラグラフにより補完された。

本法第257-3 条、第265 条から第267 条、第295 条から第298 条、第301 条、第303 条から第305 条、第310 条、第311 条、第312 条第3 (その2) および第4 (その3) パラグラフ、第341 条から第344 条、第354 条、第355 条、第379 条、第382 条第3 条から第7 パラグラフ、第384 条、第400 条第1 パラグラフ、第434 条第2 条から第5 パラグラフ、第435 条から第437 条、および第462 条、鉄道警察に関する1845 年7 月15 日の法律第16 条および第17 条、兵器製造に関する1870 年9 月4 日のデクレを廃止した1871 年6 月19 日の法律第3 条、火薬および爆発物の制度改革に関する1970 年7 月3 日の法律第70-575 号の第6 条、軍需品と武器弾薬の制度を定めた1939 年4 月18 日のデクレ・ロワの第38 条、第1 および第4 分野の武器弾薬に関する同デクレの第31 条および第32 条、同じく生物化学兵器の開発、製造、保持、備蓄、調達および譲渡を禁止した1972 年6 月9 日の法律第72-467 号第1 条および第4 条に定義する犯罪により刑を言い渡された者は、その犯罪が威嚇およびテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係するものである場合、2 年から10 年の滞在禁止となる。

第6 条 - 刑法第 463 条のあとに挿入された第 463-1 条および第 463-2 条は以下の通りである。

第463-1条 - 第44条第11パラグラフに列挙された犯罪の1つを正犯または共犯の立場において実行することを試みたすべての者は、それが威嚇またはテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係するものである場合、行政機関または司法機関に通報することにより、犯罪が実現することを防ぐなら、または他の犯人の身元を特定することにつながるなら、刑罰を免れる。

第44条第11パラグラフに列挙された犯罪の1つを正犯または共犯の立場において実行したすべての者は、それが威嚇またはテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係するものである場合、行政機関または司法機関に通報することにより、犯罪が人の死亡および永続的な身体障害をもたらすことを防ぐなら、または他の犯人の身元を特定することにつながるなら、刑罰を免れる。

第463-2条 - 第463-1条に定める事例とは別に、その犯罪が威嚇またはテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係するものである場合、あらゆる捜査より前に他の犯人の身元を特定することを可能もしくは容易にしたか、または捜査の開始されたあとに他の犯人の逮捕を可能もしくは容易にしたすべての者で、第44条第11パラグラフに列挙された犯罪の1つの正犯または共犯は、最高刑が半減される。法律に定める刑罰が終身刑である場合、20年の刑に減ぜられる。

第7条 - 戦闘集団ならびに私兵に関する1936年1月10日の法律第1条第7節のあとに挿入されたその7は以下の通りである。

その7. あるいはフランス領内にて、またはフランス領を起点として、フランスまたは外国におけるテロリズム行為を引き起こすことが目的の策謀に身を投じる者。

第8条 - 出版と報道の自由に関する1881年7月29日の法律第24条第3パラグラフのあとに挿入された節は以下の通りである。

同様の方法により、刑法第44条第11パラグラフに列挙された犯罪もしくは不正行為の1つを直接引き起こし、またはこれらの犯罪を教唆した者は、その犯罪または不正行為が威嚇またはテロリズムにより著しく治安を乱すことを目的とした個人的または集団的企てに関係するものである場合、第1節に定める刑罰が課せられる。

第9条 - I. - 国内において行われたテロリズム行為の被害者、およびフランス国内に居住し、または普段フランス国外に居住し、かつ領事館において登録をするフランス国籍を有する者で国外におけるテロリズム行為の被害者は、本条項に定める条件に応じて補償を受ける。

II. - 本条第I項に見られる行為によりもたらされた身体的損害に対する全面的補償は、補償基金を介して行われる。

この基金は、法人格を与えられ、国務院の議を経たデクレの定める条件に応じた財産の保険契約に対する課徴金により運営される。

この基金は、損害の責めを負うべき者に対して被害者が持つ権利において代位される。

国務院の議を経たデクレは、その設立条件と運営規則を定める。

III. - 補償基金は、請求がなされてから1か月以内に、被害者が急速審理裁判所に案件を委ねる権利を害することなく、身体的損害を被った被害者に対し、または被害者死亡の場合は権利者に対し、単一または複数の補償前渡し金を支払う責任を負う。

補償基金は、損害証明書を受け取った日から3か月以内に、すべての被害者に対し、補償の申し出を表明する責任を負う。

この規定は、損害が増大した場合においても等しく適用される。

交通事故被害者の境遇改善と保証手続の迅速化を目指した1985年7月5日の法律第85-677号第18条から第21条は、この基金の補償の申し出にも適用される。遅い、または明らかに十分でない額の申し出は、被害者に損害賠償金を受け取る権利をもたらす。

IV. - 係争となる場合、損害をもたらした行為により訴追に至るならば、民事裁判官は、刑事裁判期間の最終的な決定が下されるまで判決を延期する責任を負わない。

被害者は、民法第2270-1条の定める期間内において、上記第II項に定める基金を裁判上に訴える権利を有する。

V. - 財産の保険契約は、領土内において行われたテロリズム行為または襲撃による損害に対する保険業者の担保を除外することはできない。これに反する条項はすべて、記載されていないものとみなす。

国務院の議を経たデクレが、本項の適用手段を定めることとなる。

第10条 - 本法は、その発効以後の行為に対して適用されることとなる。

本法は国法として施行される。

1986年9月9日パリにて作成

共和国大統領フランソワ・ミッテラン

首相ジャック・シラク

国務大臣、財務金融民営化大臣エドワール・バラデュール

国璽尚書、司法大臣アルバン・シャルンドン (Albin Chalandon)

文化通信大臣フランソワ・レオタール

内務大臣シャルル・パスクワ

内務大臣補佐、安全保障担当大臣ロベール・パンドロー (Robert Pandraud)

(1) 予備審議：法律第 86-1020 号

国民議会：

法案第 155 号

法律第 202 号委員会代表リムジー (Limouzy) 氏の報告

審議、1986 年 6 月 24、25、26 および 27 日

可決、緊急性の宣言ののち、1986 年 6 月 27 日

元老院：

法案第 424 号 (1985 年から 1986 年)、緊急性の宣言ののち、国民議会により第 1 読会において可決

法律第 457 号 (1985 年から 1986 年) 委員会代表ポール・マソン (Paul Masson) 氏の報告

審議、1986 年 7 月 24、25 および 29 日

可決、1986 年 7 月 29 日

国民議会：

法案、元老院により第 1 読会において修正

両院合同同数委員会代表リムジー氏の報告第 338 号

審議および可決、1986 年 8 月 7 日

元老院：

両院合同同数委員会代表マソン氏の報告第 489 号 (1985 年から 1986 年)

審議および可決、1986 年 8 月 7 日

憲法院：

1986 年 9 月 3 日の決議第 86-213 DC 号、1986 年 9 月 5 日の官報にて掲載

(2) 第 4 条の規定は、憲法院の 1986 年 9 月 3 日の決議第 86-213 DC 号により憲法に適合しないと宣言された。